

燕市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

燕市認可地縁団体印鑑条例（平成18年燕市条例第16号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 9 月 9 日 提 出

燕市長 佐 野 大 輔

記

燕市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

燕市認可地縁団体印鑑条例(平成18年燕市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第11条中「第19条第1項第1号トに掲げる代理人」を「第18条の3第1項第7号に規定する代理人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。